

高校野球特待生制度

平成 23 年 5 月 27 日

日本高等学校野球連盟

平成 21 年度から 3 年間の実態調査の結果を踏まえて、次の通り、高校野球特待生制度を制定することとする。については下記の項目を厳守すること。

記

1. 生徒募集要項または学校のホームページに「野球特待生・野球奨学生制度」があることを明示し、公開すること。
2. ブローカーなどの第三者の介在を排除し、かつ中学校の進路指導に好ましくない影響を与えないようにするために、出願時に中学校校長の推薦を必ず求めること。
3. 単に野球技術・能力が優秀であることにとどまらず、中学校時代の学業成績と生活態度がともに良好であることを、特待生とするための条件とすること。
4. 入学金や授業料の免除または軽減はよいが、寮費などの生活費、その他の支援は認めない。
5. 特待生の人数は 1 学年につき、5 人以内とすること。
6. この制度は平成 24 年度入学生から適用する。

以 上